

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業・処分業許可申請書(様式第6、8、12、14号) チェックリスト

※1申請ごとに使用してください。

令和 年 月 日

※下欄について、申請者名を記入し、該当箇所を○で囲んでください。

担当者名:

申請者		
申請区分 (更新)	収運 (一部積保・全積保)	中間処分(焼却 破碎 中和 脱水 その他())
	特管収運 (一部積保・全積保)	特管中間処分(焼却 中和 溶融 その他())
品目	普通	燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動植物系固形不棄物 鋳さい ゴムくず 金属くず ガラ・コン・陶 がれき類 動物のふん尿 動物の死体 ばいじん 処理物
	特管	廃油(燃焼しやすいもの) 廃酸(腐食性) 廃アルカリ 感染性 特定有害(廃PCB等) PCB汚染物 PCB汚染物処理物 廃水銀等 指定下水汚泥等 鋳さい 廃石綿等 ばいじん 燃え殻 廃油(廃溶剤) 汚泥 廃酸 廃アルカリ)

※申請書の提出前に下記の項目について必要事項を記載したか必要書類を添付したかをチェック(✓)し、申請書提出の際にこのチェックリストも提出してください。(該当しないものは(-)を記入)→

項目	摘要	事業者チェック欄				担当者 確認欄
		収運	処分	特管 収運	特管 処分	
申請書 1、 2、 3 面	(1面)表紙					
	(2面)既存許可番号(他都道府県含む)					
	既存許可証の写し(埼玉県及び他県市)	必要に応じて。収運でさいたま市及び川越市に積保ある場合は添付				
	(2面)申請者の氏名又は名称及び住所	個人の場合:氏名、法人の場合:名称				
	(2面)役員(相談役、顧問等を含む)	法人の場合				
	(3面)株主、出資者名簿	5%以上の株式を有する株主等				
(3面)使用人名簿	令6条の10に該当する場合					
法定添付資料様式	(1面)事業の全体計画、取扱う(特別管理)産業廃棄物	別添「事業概要」とおりとして可		-		-
	(2面)運搬施設の概要			-		-
	(3面)積替施設又は保管施設の概要	別添「4保管施設」とおりとして可		-		-
	(4面)収集運搬業務の具体的な計画			-		-
	(5面)環境保全措置の概要			-		-
	(6面)運搬車両の写真	変更がない場合は、省略可能		-		-
	(7面)運搬容器等の写真	変更がない場合は、省略可能		-		-
	(8面)事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法			-		-
	(9面)資産に関する調書(個人用)			-		-
	(10面)誓約書			-		-
事業概要	(1)業種区分					
	(2)取り扱う産業廃棄物の種類					
	(3)取引内容					
	ア引受先予定事業者(排出事業者)					
	イ搬入先予定事業者(処分業者)	業の区分、処分方法		-		-
	イ中間処理後の処分方法	処分の方法、処分業者又は売却先	-		-	
	処分業者の許可証等の写し	処分の場合				
	売買契約書等	売却の場合				
	ウ排出工程フロー図	必要に応じて性状等の参考書類				
	排出事業者発行の分析証明書	濃度基準がある特定有害産業廃棄物を取扱う場合	-	-		
	(4)申請者の身分を証明する書類					
	定款又は寄付行為	法人の場合、最新のもの				
	履歴事項全部証明書又は登記簿謄本	法人の場合、3ヶ月以内、原本				
	閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本	法人の場合、履歴事項全部証明書で全て確認できない場合				
	住民票の写し	個人の場合、本籍記載のもの、3ヶ月以内、原本				
	登記されていないことの証明書	個人の場合、法務局発行、3ヶ月以内、原本				
	(5)申請者の法定代理人の身分を証明する書類					
	住民票の写し	申請者が未成年の場合、本籍記載のもの、3ヶ月以内、原本				
	登記されていないことの証明書	申請者が未成年の場合、法務局発行、3ヶ月以内、原本				
	(6)役員等、使用人の身分を証明する書類					
	住民票の写し	本籍記載のもの、3ヶ月以内、原本				
	登記されていないことの証明書	法務局発行、3ヶ月以内、原本				
(7)株主又は出資者						
履歴事項全部証明書又は登記簿謄本	法人の場合、3ヶ月以内、原本					
閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本	法人の場合、履歴事項全部証明書で全て確認できない場合					
住民票の写し	個人の場合、本籍記載のもの、3ヶ月以内、原本					
登記されていないことの証明書	個人の場合、法務局発行、3ヶ月以内、原本					
同族会社の判定に関する明細書の写し	確定申告書別表2					
株主等を証明できる代用書類 (株主名簿、議事録等の写し)	別表2で株主等が確認できない場合					
(8)誓約書		-		-		

項目		摘要	収運	処分	特管 収運	特管 処分	担当者 確認欄
運搬器材	(1)自動車検定の写し	期間有効なもの		—		—	
	粒子状物質減少装置装着証明書の写し	ディーゼル規制対象車		—		—	
	賃貸借契約書の写し	申請者以外の者が使用者の場合等		—		—	
	保冷車であることを証する書類	感染性産業廃棄物を運搬する場合	—	—		—	
	(2)名義貸しの規定に違反しないことを証明する書類 駐車場関係書類、雇用関係書類	借り上げ車両の場合 "		—		—	
事業場の概要	(1)事業場一覧						
	(2)事業地の状況						
	当該地の公図の写し	法務局発行、3ヶ月以内、原本					
	土地の登記事項証明書	3ヶ月以内、原本					
	土地の賃貸借契約書の写し	所有権を有しない場合					
	控除面積を明らかにする図面	筆の一部を使用する場合					
	事業場の全体平面図	事業場全体が分かるもの					
	(3)建物の状況						
	建物の登記事項証明書	3ヶ月以内、原本					
	建物の賃貸借契約書の写し	所有権を有しない場合					
(4)計画地周辺の状況	変更がない場合は、省略可能						
(5)案内図							
処理施設	(1)処理工程		—		—		
	(2)施設等一覧表	事業場ごと	—		—		
	(3)施設の概要	事業場ごと、施設ごと	—		—		
	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図	個々の処理施設の形状が分かるもの	—		—		
	施設の処理能力計算書		—		—		
保管施設	(1)保管施設一覧表	事業場ごと					
	(2)保管施設の概要	事業場ごと					
	保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図	個々の保管施設の形状が分かるもの					
	保管施設の構造耐力上安全である証明書類及び図面	囲い、仕切りに直接荷重がかかる場合					
	保冷施設であることを証する書類	感染性産業廃棄物を扱う場合	—	—		—	
	(3)保管上限を示す 搬出計画書 処分のための保管上限	収集運搬業のみ 処分業のみ	—	—		—	
経理的要件	(1)貸借対照表、損益計算書	法人の場合、直前3年間					
	法人税納税証明書	法人の場合、直前3年間、3ヶ月以内、原本					
	収支計画書及び資金運用計画書	法人の場合、今後5年間					
	中小企業診断士又は公認会計士による財務診断書	債務超過の状態にある法人					
	所得税の納税証明書	個人の場合、直前3年間、3ヶ月以内、原本					
	(2)資産に関する調書(個人用)		—		—		
	(3)事業の開始(継続)に要する資金の総額及び資金の調達方法		—		—		
	右記①～③の項目のうち、いずれかに該当していれば、事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していると判断される。 「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」平成25年3月29日 環廃産発第13032910号	①利益が計上出来ていること ②自己資本比率が10%を超えていること ③申請に係る事業の見通しについて適切な収益が見込まれること					
欠格要件	法人						
	個人(役員、使用人、株主)						
	暴対法						
性状の分析	(1)性状の分析を行う設備の一覧表	感染性産業廃棄物及び廃石綿を除く	—	—	—		
	当該設備の仕様書、説明等		—	—	—		
	(2)分析者の資格を証明する書類 実務に従事したこと証明書		—	—	—		
技術	講習会の修了証の写し	役員等が受講したもの					